

お詫びと訂正

第31回介護福祉士国家試験『受験の手引』の記載に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びし、訂正いたします。

P 9 提出する証明書の省略について

(1) 第29回以降の試験の受験票を受け取った方

「筆記試験受験票の実技免除区分」の記載を確認してください。

誤	<p>A「実技免除確定」：区分5 「介護技術講習修了証明書」は提出不要。 " : 区分6 「介護技術講習修了証明書」は提出不要。 " : 区分7 「介護技術講習修了証明書」(「実務者研修修了証明書」)は提出不要。 B「実技免除見込」：受験申し込み後に、実技免除が確定した修了証明書を提出した方は、上記「A」と同様に提出不要。</p>
正	<p>A「実技免除確定」：区分5 「介護技術講習修了証明書」は提出不要。 " : 区分6 「介護技術講習修了証明書」は提出不要。 " : 区分7 「介護技術講習修了証明書」または「実務者研修修了証明書」は提出不要。 【注意】平成27年度以前に修了した「介護技術講習修了証明書」では実技試験の免除はできません。実技試験の免除を希望する場合は、新たに平成28年度以降に受講した「介護技術講習修了証明書」が必要です。もしくは実技試験の受験が必要になります。 B「実技免除見込」：受験申し込み後に、実技免除が確定した修了証明書を提出した方は、<u>提出不要。</u></p>

(2) 第10回～第28回試験の受験票を受け取った方

「筆記試験受験票の実技免除区分」の記載を確認してください。

誤	<p>A「実技免除確定」：区分2 「実務者研修修了証明書」は提出不要。 " : 区分5、6、7 「介護技術講習修了証明書」は提出不要。 B「実技免除見込」：受験申し込み後に、実技免除が確定した修了証明書を提出した方は、上記「A」と同様に提出不要。 <u>区分5、6、7</u>で、実技試験の免除を申請する場合は、受験申込書の「実技試験の免除の申請を希望する」の<u>をぬりつぶしてください。</u></p>
正	<p>A「実技免除確定」：区分2、7 「実務者研修修了証明書」は提出不要。 " : 区分5、6、7 「介護技術講習修了証明書」は省略不可。 【注意】平成27年度以前に修了した「介護技術講習修了証明書」では実技試験の免除はできません。実技試験の免除を希望する場合は、新たに平成28年度以降に受講した「介護技術講習修了証明書」が必要です。もしくは実技試験の受験が必要になります。 B「実技免除見込」：受験申し込み後に、「実務者研修修了証明書」を提出した方は、<u>提出不要。</u> <u>区分5、6、7</u>で、実技試験の免除を申請する場合は、受験申込書の「実技試験の免除の申請を希望する」の<u>をぬりつぶしてください。</u></p>

P 36 ウ 介護等の便宜を供与する事業

その他の介護等の便宜を供与する事業(任意団体は除く)「99」

誤	(26～30ページの「施設・事業」に該当しない事業)
正	(32～36 ページの「施設・事業」に該当しない事業)